

学事第1644号

令和4年3月7日

各学校法人理事長 }
各私立小・中学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う私立小・中学校の対応について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年1月19日に国から発出された、まん延防止等重点措置(2月10日に期間延長)については、陽性者の減少が鈍化していることや、医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和4年3月4日に国において同措置の期間再延長が決定されました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について」(別添資料1)が決定されました。

つきましては、各私立小・中学校におかれては、別添の市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

また、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和4年3月7日付け教義指第1254号

「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う市町村立学校の対応について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558